8. 建設副産物適正処理推進要綱

平成11年4月1日 平成14年5月30日

建設副産物適正処理推進要綱

第1章 総則

第1目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策 を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、 資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂(浚渫土を含む。)をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下 同じ。) に該当するものをいう。
- (4) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に使用する資材をいう。
- (5) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の全部又は一部を解体する建設工事(以下「解体工事」という。)においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事(以下「新築工事等」という。)においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- (7) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること(修理を行ってこれを使用することを含む。)。
 - 二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (8) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (10) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分(再生することを含

- む。) に該当するものをいう。
- 一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設廃棄物をそのまま用いることを除く。)ができる状態にする行為
- 二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (11) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (13) 「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 (平成12年政令第495号。以下「建設リサイクル法施行令」という。) で定められた以下のものをいう。
 - ー コンクリート
 - 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - 三、木材
 - 四 アスファルト・コンクリート

木材が廃棄物となったもの

(14) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。

- (15) 「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもの のうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。
- (16) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建 設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例
- (17) 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、 適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (18) 「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進 に関する法律(平成12年法律第113号。以下「資源有効利用促進法」という。)に規定する再生 資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (19) 「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (20) 「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。
- (21) 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者 との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (23) 「自主施工者」とは、建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。
- (24) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者、下請負人及び自主施工者をいう。
- (25) 「建設業者」とは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 3 項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。

- (26) 「解体工事業者」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業(その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)を営む者をいう。
- (27) 「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を 適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利 用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。

また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされない ものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。

- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利 用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減できるものについては縮減に努めること。

第2章 関係者の青務と役割

第5 発注者の青務と役割

(1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

(2) また、公共工事の発注者にあっては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドライン の適用に努めなければならない。

第6 元請業者及び自主施工者の責務と役割

(1) 元請業者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、 施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等、建設 廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めな ければならない。 自主施工者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工 夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等の 実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

(2) 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化 等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。

自主施工者は、分別解体等を適正に実施するよう努めなければならない。

(3) 元請業者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な 処理の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施 工体制の整備を行わなければならない。

また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任を持って行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

(4) 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第7 下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

第8 その他の関係者の責務と役割

(1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材と して使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄 物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物の発生 の抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となるよう 努めなければならない。

建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。

(2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化 が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

(3) 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化 等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

第3章 計画の作成等

第9 工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、五の事前届出は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

一 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建築物 等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等 の調査を行う。

二 分別解体等の計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、事前調査に 基づき、分別解体等の計画を作成する。

三 発注者への説明

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

四 発注及び契約

建設工事の発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、 分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並 びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

五 事前届出

発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府 県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出る。

六 下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、 その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定め られた市区町村長に対して届け出られた事項を告げる。

七 下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、 分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並 びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して交互に交付する。

八 施工計画の作成

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び 廃棄物処理計画等を作成する。

九 工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、

付着物の除去等の措置を講じる。

十 工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、 外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

十一 再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

十二 発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

第10 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、以下の調査の実施に努めなければならない。

- 工事に係る建築物等(以下「対象建築物等」という。)及びその周辺の状況に関する調査
- 二 分別解体等をするために必要な作業を行う場所(以下「作業場所」という。)に関する調査
- 三 工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路(以下「搬出経路」という。) に関する調査
- 四 残存物品(解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。)の有無の調査
- 五 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの(以下「付着物」 という。)の有無の調査

六 その他対象建築物等に関する調査

第11 元請業者による分別解体等の計画の作成

(1) 計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事においては、第 10 の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。)第2条第2項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。

建築物に係る解体工事である場合

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が 省令で定められた順序により難い場合にあってはその理由
- 四 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み 及びその発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)である場合
- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程ごとの作業内容
- 四 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工 において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込 まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)である場合 解体工事においては、
- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が 省令で定められた順序により難い場合にあってはその理由
- 五 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み 及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項 新築工事等においては、
- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容

- 四 工事の工程ごとの作業内容
- 五 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工 において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込 まれる対象工作物の部分

六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

(2) 発注者への説明

対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう努めなければならない。

- 一解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- (3) 公共工事発注者による指導

公共工事の発注者にあっては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元 請業者を指導するよう努めなめればならない。

第12 工事の発注及び契約

(1) 発注者による条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

(2) 契約書面の記載事項

対象建設工事の請負契約 (下請契約を含む。) の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約(下請契約を含む。)の当事者は、工事の 契約において、建設業法に定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印 をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項についても、書面に記載す るよう努めなければならない。

(3) 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

元請業者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

第13 工事着手前に行うべき事項

(1) 発注者又は自主施工者による届出等

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式(分別解体等省令第2条第2項で定められた様式第一号)による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。

国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。

(2) 受注者からその下請負人への告知

対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営むものに請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から都道府県知事 又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げなければならない。

(3) 元請業者による施工計画の作成

元請業者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。

自主施工者は、建設副産物の発生の抑制が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を 作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画の作成に努めなけれ ばならない。

(4) 事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。

発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

第14 工事現場の管理体制

(1) 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)で定められた基準に適合する者(以下「主任技 術者等」という。)を置かなければならない。

(2) 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業者登録省令」という。)で定められた基準に適合するもの(以下「技術管理者」という。)を置かなければならない。

(3) 公共工事の発注者にあっては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示 した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならな い。

(4) 標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則 及び解体工事業者登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

(5) 帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業 法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならな い。

第15 工事完了後に行うべき事項

(1) 完了報告

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(2) 記録の保管

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施 状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管しなければならない。

第4章 建設発生土

第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) 搬出の抑制

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、 建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めな ければならない。

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第17 工事現場等における分別及び保管

元請業者及び自主施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に 努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わな ければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な 措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければ ならない。

第18 運 搬

元請業者及び自主施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意する こと。
- (3) 海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

第19 受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立て る場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等 で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

第5章 建設廃棄物

第20 分別解体等の実施

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

(1) 事前措置の実施

分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解 体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じること。

(2) 分別解体等の実施

正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別すること を確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。

建築物の解体工事の場合

- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分(屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を 除く。)の取り外し
- 二 屋根ふき材の取り外し
- 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りではない。

工作物の解体工事の場合

- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りではない。

新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。

- (3) 元請業者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物 処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。
 - 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を 講じること。
 - 二 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。
 - 三 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
 - 四 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄 物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。
 - 五 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破砕等を行い、分別すること。
- (4) 自主施工者は、解体工事及び新築工事等において、以下の事項に留意し、工事現場等において 分別を行わなければならない。
 - 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を 講じること。
 - 二 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。

三 特別管理一般廃棄物の分別を行うとともに、再資源化できる一般廃棄物の分別に努めること。

(5) 現場保管

施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

第21 排出の抑制

発注者、元請業者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設 廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並び に縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

自主施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制 を行うよう努めるとともに、現場内での再使用を図り、建設廃棄物の排出の抑制に努めなければなら ない。

第22 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- (2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それ ぞれ個別に直接契約すること。
- (3) 建設廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

第23 運 搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- (2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (3) 運搬涂中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第24 再資源化等の実施

(1) 対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源 化を行わなければならない。

また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。

なお、指定建設資材廃棄物 (建設発生木材) は、工事現場から最も近い再資源化のための施設

までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)で定められた距離(50km)を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

(2) 元請業者は、現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適 正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用に努めなければならない。

第25 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適 正に埋立処分しなければならない。

第6章 建設廃棄物ごとの留意事項

第26 コンクリート塊

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、路盤材等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第27 アスファルト・コンクリート塊

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、 路盤材等として又は破砕、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再 資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第28 建設発生木材

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等 の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難 な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第24(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別された建設発生木材について、(1)のような再資源化に努めなければならない。 また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(3) 使用済型枠の再使用

施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。

元請業者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。

(4) 伐採木・伐根等の取扱い

元請業者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(5) CCA処理木材の適正処理

元請業者は、CCA処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

第29 建設汚泥

(1) 再資源化等及び利用の促進

元請業者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物 処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう 努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければ ならない。

(2) 流出等の災害の防止

施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊 や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

第30 廃プラスチック類

元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。 発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第31 廃石膏ボード等

元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・ 保温材、廃ALC板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用 環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。また、発注者及 び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。また、石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

第32 混合廃棄物

- (1) 元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。
- (2) 元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しゃく減量を5%以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第33 特別管理産業廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の 調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保 するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。
- (2) 元請業者は、飛散性アスベスト、PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

第34 特殊な廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門 の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (2) 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト 粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散 を起こさないような措置を講じなければならない。

					八口山东方	と 然の計画が		建築物に係る解体工事			
<u>7</u> #	t 総 射	物の構造			鉄骨鉄筋コンクリート造 [
		建築物の状	2.364	□鉄骨造 □コンクリートプロック造 □その他() 築年数年、棟数棟							
建築物に関する調査の結果		建架初 070	(DL	その他()							
		周辺状態	,	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他()							
		7-7-2-715	-	敷地境界と その他(敷地境界との最短距離 約m その他()						
					建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容						
建築物に関 する調査の 結果及び工	関	作業場所	ŕ	作業場所 その他(□十分 □ボ十分)						
	工			障害物 🗆							
事着手前に 実施する措		搬出経路	š.	前面道路の幅員 約m 通学路 □有 □無							
置の内容				その他() ロタマン は は は は は は は は は は は は は は は は は は は							
			フロン	口無	□家庭用エアコン、冷凍			日利利法に従い適正処理を行う イクル法に従い適正処理を行う			
		残存物品	PCB]有 PCB含有電気機器			□廃棄物処理法及びPCB特別措置法に従い元請事業者から建物所有者に引き渡し適正処置を行う			
		2012 1778	その他	□無□有	(トランス	,コンテ'ンサ,安定器等)	ら建物所有有	に引き渡し週上処直を行う			
	Į	61- c1-74-3n. We LL		□無							
	_	特定建設資材 への付着物		飛散性(レヘ	イルペル2)について 届出の取扱いについて			について			
【石綿関係 の記載】	.			内 行り 石綿を含有	する断熱材、保温材、耐	と被覆材(レベル2):□ 有、□ 無	□ 大気汚染目 法に従い、届	方止法、労働安全衛生法・石綿則、廃棄物処理 出および処理等について適切に対応する。			
各建材に いて有無を	ŧ I			うち、石綿 その他(を含有する煙突用断熱材)	「(レベル2):□ 有、□ 無	ENGLY (WILLIAMS ON SERVICE ST. CARROLLING) 30				
チェックし [*] ください。	۲		石綿								
特定建設資 材に <u>付着し</u> ている場合					へ'ル3)について 含有建材 :□ 有、□ 無		□大気汚染防止法、石綿障害予防規則、廃棄物処理法に従 い適正処理を行う				
				うち、①石彩 ②石彩	綿含有ケイ酸カルシウム板 綿含有仕上塗材 :□ 有、	(第一種:□有、□無 □無					
				②のB	余去作業に電気グラインダー等	電動工具を使用するもの:□ 有、□ 無					
特定建設	# L	>	その他	調査方法 □目視 □図書 □分析 □有							
材に付着していないが	Ŕ			口無							
合		その他			ル1,レベル2)について		届出の取扱いについて				
		ř		吹付け石綿(レベル1): □ 有、□ 無 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2): □ 有、□ 無				□ 大気汚染防止法、労働安全衛生法・石綿則、廃棄物処理 法に従い、届出および処理等について適切に対応する。			
				うち、石綿 その他(を含有する煙突用断熱材)	「(レベル2):□ 有、□ 無	はいた。				
	_		石綿								
				その他石綿含	②石綿含有什 F涂材:□ 有.□ 無			□大気汚染防止法、石綿障害予防規則、廃棄物処理法に従 い適正処理を行う			
				(2)石能							
				②のB	余去作業に電気グラインダー等	電動工具を使用するもの:□ 有、□ 無					
			その他		□目視 □図書 □分	析					
			CONE	□無		Harille I and		0.7007011.66 - 1.51			
型(1)建	築設	ー 備・内装材等			作業内容 建築設備・内装材等の取り外し 口有 口無			分別解体等の方法 □ 手作業			
作								□ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()			
業 ② 屋村 内	長ふ	き材			屋根ふき材の取り外し □有 □無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用			
容 及 ③外3	去材	・上部構造部分			外装材・上部構造部分の)取り嬢1.		併用の場合の理由() □ 手作業			
解					□有 □無 基礎・基礎ぐいの取り壊し		□ 手作業・機械作業の併用□ 手作業				
方		Ethe∕ ∧ .			□有 □無			□ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業・機械作業の併用			
法 ⑤その ()他				その他の取り壊し □有 □無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用			
工事の工程の順序					□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他()						
□内装材に木材が含まれる場合					その他の場合の理由(の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し						
□1 19X11 1-21-11W □ 64 V-9 W □					ロップエはにおける小的の方がに文庫になる地域員的の事前の取がた □可□□不可 不可の場合の理由()						
建築物に用いられた建設資材の量の見込み 廃 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込					種類	量の見込み		発生が見込まれる部分(注)			
		質材廃棄物の性 の発生が見込ま			□コンクリート塊	里の元心み	1 -	発生が見込まれる部分(注) □① □② □③ □④			
発生					□アスファルト・コンクリート塊		トン				
見					□建設発生木材			□\$ □0 □2 □3 □4			
込						l	トン	ins ·			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。 調査方法は、石綿の有無に関わらず「レ」を付すこと。

	2世9紀初い
分別解休	生の計画生

使用する特定建設 資材の種類			設	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材						
		建築物の	の状況	築年数						
	築物に関		状況		その他() 周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校					
すっ	る調査の 結果				□病院 □その他()				
				敷地境界との他(の最短距離 約m					
_		ての他(74+ 60' Hm) = 888-1-	/ 	- who ± =			
	ļ	<u> </u>			建築物に関する	5調査の結果	上 野宿于	前に実施する措置の内容		
建領する	築物に関 る調査の	作業	TH 25	作業場所 [その他(口十分 口不十分)					
結長	果及び工 着手前に		物が	CANIER	CY IBY					
実力	施する措			障害物 口						
Î	で内容	搬出網	経路	前面道路の 通学路 □7						
	I			理子路 口1 その他(11 山無					
	I		フロン	□有	□業務用エアコン、冷凍液			法に従い適正処理を行う		
	I	残存物品	742	□無□有	□家庭用エアコン、冷凍浴	冷蔵庫	□家電リサイクルミ	法に従い適正処理を行う		
	Į		その他	口無	ı					
	I		1	飛散性(レヘ・	ル1,レヘ・ル2)について					
	I		i	吹付け石綿 石綿を含有	(レベル1):□ 有、□ 無 する断執材 保温材 耐火	大被覆材(レベル2):□ 有、□ 無	届出の取扱いについて コ 大気汚染防止法、労働安全衛生法・石錦則、廃棄物処理 法に従い、届出および処理等について適切に対応する。			
	I		ł	うち、石綿	を含有する煙突用断熱材((レベル2):□ 有、□ 無				
	I	at detta on 200 feb. on		その他()					
Į.	- 綿関係	特定建設資材への 付着物 (修繕・模様替工事	石綿	非飛散性(レ						
o t	記載】	(修繕・模様管工事 のみ)	ł	うち、①石線	含有建材 :□ 有、□ 無 綿含有ケイ酸カルシウム板質	第一種:□有、□無	□大気汚染防止法、石綿障害予防規則、廃棄物処理法に従い適正処理を行う			
い? チュ	て有無を エックして		i	②石彩	帛含有仕上塗材 :□ 有、□	□ 無 電動工具を使用するもの :□ 有、□ 無				
< <i>t</i> :	さい。	A.		調査方法	□目視 □図書 □分		ļ			
材	定建設資 に <u>付着し</u>		その他	□有	UHW,.	, VI				
<u> </u>	いる場合	<i>Y</i>		□無			-			
		k	i	飛散性(レヘン) 吹付け石綿	n1,レペn2)について (レベル1):□ 有、□ 無		届出の取扱いについ			
特	定建設資	"		石綿を含有	する断熱材、保温材、耐火 を含有する煙突用断熱材(く被覆材(レベル2):□ 有、□ 無	□ 大気汚染助止法、労働を全衛生法・石縫則、廃棄物処理 法に従い、届出および処理等について適切に対応する。			
材I てL	に <u>付着し</u> いない場	1/		その他((在百年) (3)年天用陶然何((D* 5)*2). LI 1H, LI				
合	_		石綿	非孫掛性()	ペル3)について					
		その他	ł	その他石綿含	含有建材:□有、□無			□大気汚染防止法 石綿除塞予防規則 廃棄物処理法に従		
			ł	②石彩	帛含有仕上塗材 :□ 有、□	□ 無	□ 大丸汚染防止法、石綿障害す防規則、廃業物処理法に使 い適正処理を行う			
			ł		余去作業に電気ゲラインゲー等電動工具を使用するもの:□ 有、□ 無					
	Į		その他	調査方法 □有	□目視 □図書 □分	·析				
_			- 20	□無	<u> </u>	作業内容	<u> </u>			
工程	①造成等		□程		造成等の工事 □有 □無					
) }	②基礎・	基礎ぐい			基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無					
の作	③上部權	青造部分・外装			上部構造部分・外装の工事 □有 □無					
業	④屋根				屋根の工事 □有 □無					
容		5備・内装等			建築設備·内装等の工事 □有 □無					
					その他の工事 口有 口無					
-	⑥その他 ()		Markin	その他の工争 口行 ロボ			10 m) when makes the 18 m m		
棄	特定建設	投資材廃棄物の種 投資材が使用され	る建築物の部分	分及び特定建	種類	量の見込み		使用する部分又は発生が見込ま れる部分(注)		
谿	設資材廃	経棄物の発生が見	込まれる建築®	初の部分	□コンクリート塊		トン			
生見	ı			ļ	□アスファルト・コンクリート塊					
込量	l			ļ	□建設発生木材		ky			
		改等 ②基礎 ③上部構	造部分・外装 ①屋村	§ ⑤建築設備·內	装等 ⑥その他		1.			
備者	ž									

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。 調査方法は、石綿の有無に関わらず「レ」を付すこと。

※ 石綿については、有無に関わらず調査結果を発注者へ書面により説明すること。(建築物の改造・補修作業の場合)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)				□鉄筋コンクリート造 □その他()					
工事の種類 □新築- □電気			□電気 □	本					
			□コンクリー) ート □コンクリート及び鉄から成る建設資材					
· '	新築・維持・修繕工事6		□アスファ/ 築年数	<u>い・コンクリート □木材</u> <u></u> 年					
工作物に関	工作物の状況 その他)					
する調査の結果	の 周辺状況 敷地境界と			施設 □住宅 □商業施 □病院 □その他(設 □学校)				
稻未				との最短距離 約m					
			その他(その他()					
			作業場所	工作物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容 主業場所 □十分 □不十分					
工作物に関	作業	場所	その他()						
する調査の 結果及び工 事着手前に 実施する措	搬出経路		障害物 □ f () □ 無 前面道路の幅員 約m 通学路 □ f □ 無 その他()						
置の内容	特定建設資材への 付着物 (解体・維持・修繕 工事のみ)	石綿	吹付け石絣 石綿を含有	'ル1,レヘ'ル2)について }(レベル1):□ 有、□ 無 する断熱材、保温材、耐 を含有する煙突用断熱材)	火被覆材(レベル2):□ 有、□ 無 f(レベル2):□ 有、□ 無	届出の取扱いについて □ 大気汚染防止法、労働安全衛生法・石綿則、廃棄物処理 法に従い、届出および処理等について適切に対応する。			
【石綿関係			非飛散性(レペル3)について その他石総含有建材:□ 有、□ 無 うち、①石総含有ケイ酸カルシウム板第一種:□ 有、□ 無 ②石総含有仕上塗材:□ 有、□ 無 ②の除去作業に電気ゲライッダー等電動工具を使用するもの:□ 有、□ 無				□大気汚染防止法、石綿隠害予防規則、廃棄物処理法に従 い適正処理を行う		
の記載】 特定建設資	\		調査方法 □有	□目視 □図書 □分	分析				
材に <u>付着し</u> ている場合			□無						
特定建設資 材に <u>付着し</u> ていない場 合	その他	石綿	飛散性(レベル1,レベル2)について 吹付け石綿(レベル1):□ 有、□ 無 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2):□ 有、□ 無 うち、石綿を含有する煙突用断熱材(レベル2):□ 有、□ 無 その他()				届出の取扱いについて □大気汚染防止法、労働安全衛生法・石線則、廃棄物処理 法に従い、届出および処理等について適切に対応する。		
			非飛散性(レペル3)について その他石綿含有建材:□ 有、□ 無 うち、①石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種:□ 有、□ 無 ②石綿含有仕上盤材:□ 有、□ 無 ②の除去作来に電気ゲライッダー等電動工具を使用するもの:□ 有、□ 無			□大気汚染防止法、石綿障害予防規則、廃棄物処理法に従い適正処理を行う			
			調査方法	□目視 □図書 □ダ	分析	•			
		COME	□有□無]					
程	-	C程		作業内容			分別解体等の方法 (解体工事のみ)		
٤				仮設工事 □有 □無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用		
の作				土工事 □有 □無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用		
来 内 ③基礎 容	業 内 ③基礎			基礎工事 □有 □無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用		
登 ①本体構造 び 数 ⑤ 本体付属品 解 6 ⑤ 本体付属品 方 ⑥ その他 法 ()				本体構造の工事 □有 □無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用		
				本体付属品の工事 □有 □無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用		
				その他の工事 口有 口無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用		
	工事の工			□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()					
	工作物に用いられ の見込み(解								
廃 特定建設資 定建設資材	材廃棄物の種類ご が使用される工作物	· の量の見込み(全	工事)並びに特 寺・修繕工事の	トン 種類 量の見込み			使用する部分又は発生が見込まれる		
物 (30 世 46 2	定建設資材廃棄物の ・解体工事のみ)	発生が見込まれる	工作物の部分	□コンクリート塊	Į.		部分(注) □① □② □③ □④ □⑤ □⑥		
発生				□アスファルト・コンクリート塊					
見込				□建設発生木材					
	₹ ②土工 ③基礎 ④	本体構造 ⑤本体付	属品 ⑥その他			トン	□⑤ □⑥		
備考					·				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。 調査方法は、石綿の有無に関わらず「レ」を付すこと。

※ 石綿については、有無に関わらず調査結果を発注者へ書面により説明すること。(工作物の解体・改造・補修作業の場合)